

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

5 労働政策・社会保障政策の動向

戦後労働立法再編への動き

この一年間における労働政策のもっとも大きな特徴は、戦後労働立法の再編成が進んだことである。高齢化社会の到来、財政再建にからんで雇用保険法の改正がおこなわれたのをはじめ、前国会から継続審議になった男女雇用機会均等法が成立した。また、長い間、問題となってきた労働者派遣事業法が修正のうえ成立した。さらに、八五年五月一〇日、職業訓練法が改正され法律の名称も「職業能力開発促進法」と改められた。このほか、労働基準法改定にむけて審議を進めている労相の私的諮問機関・労働基準法研究会が八四年八月、中間報告を発表し論議を呼んでいる。

八四年七月六日に成立し、八四年八月一日から施行になった雇用保険法は、悪化する保険財政を立て直すため、給付水準の圧縮をはかるものであった。主な改正点は、(1)失業給付の基礎となる賃金の範囲から、ボーナスなどの臨時収入を除く、(2)給付日数を年齢別一律から保険加入期間を加味し、三ランクにわけ、(3)受給資格者が所定給付日数の半分以上を残して再就職した時は基本手当の三〇～一二〇日分の「再就職手当」を支給する、(4)正当な理由のない自己都合退職者には、退職後三ヵ月以降でなければ支給しない、などであった。また、雇用保険法の施行と併せて、高齢者の雇用を促進するため、〈高年齢者雇用確保助成金〉〈高年齢者短時間雇用助成金〉〈定年退職者等雇用促進助成金〉〈再就職促進講習給付金〉が新設あるいは拡大された。高齢者雇用については、六〇歳までの定年延長、六五歳までの雇用延長、それ以後は生きがい対策的就業という、年齢段階別の雇用政策が整備されつつある。

男女雇用機会均等法は八三年暮からの第一〇一国会では、衆議院で可決されたが、参議院で議了せず、継続審議となっていた。第一〇二国会では、八五年五月一〇日参議院で、同一七日衆議院で可決成立し、六月一日公布された。施行は八六年四月一日である。この法は募集・採用、配置・昇進などについて、雇用主が女子に男子と均等な機会を与えるよう努力すべきこと、教育訓練、福利厚生、定年・解雇などについては差別を禁止した。同時に、労働基準法の女子の時間外や休日労働に対する制限、また深夜業等についての制限を緩和した。労働組合側はこれに対し、労働基準法の改悪であり、差別的取り扱いをした経営者に対する罰則規定を欠くことなどを問題とし、実効のある男女雇用機会均等法の実現を要求した。なお、男女雇用機会均等法の成立によって、国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に必要な国内的条件が整ったとして、八五年六月二五日批准書を国連事務総長に提出した。

もう一つの重要な労働立法は労働者派遣事業法の制定である。八〇年四月に〈労働力需給システム研究会〉の提言に始まり、各方面で議論をよんだこの法律は八五年六月一日に成立した。この法律は高齢化社会の到来、産業構造の変化に対応し、労働力需給のミスマッチの解消をめざす

ものとして準備されてきた。これに対し、総評や労働法学者の間からは、一般企業が届け出をし労働協約か就業規則で決めさえすれば、従業員の個別的同意を得ることなく自由に派遣することができるなどとして反対した。

## 社会保障政策

社会保障政策の分野でも、いくつか注目すべき法律の改正がおこなわれた。すなわち、八四年八月七日、健康保険法改正案が国会を通過し、一〇月一日から施行されたのをはじめ、八五年四月二四日には、国民年金法の改正案が成立し、八六年四月一日から施行されることになった。健康保険法の改正の骨子は、本人への給付を九割に減額すること、退職者医療制度の導入等である。国民年金法の改正は、基礎年金の導入による年金制度の一元化、給付と負担に関する世代間の公平化、婦人の年金権の確立等を主たる内容とするものであった。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---